	令和7年度の調達改善計画 				   取組の目標		 実施			 取組の効果(どのようなこん	とをして どうかったか)	実施において	
到的 取組の項目 取組	具体的な取組内容 本庁の取組	重点的な取組の 選定理由		取組の 開始年度		目標達成予定時期	実施 (予定) 時期 	実施した取組内容	進捗度 ※ 2	定量的	とをして、とうなったがり 定性的 の取組	実施において 明らかとなった 課題等	今後の計画に反映する 際のポイント
	(一者応札の改善) - 一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、 が新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期 間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加 ー 者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施 す	-者応札となっている原因を分析	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和 7		<ul> <li>一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。</li> <li>・複数事業者参入に向け、情報発信に取り組んだ。</li> <li>・入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取して辞退理由を考慮し、次回以降の契約に反映できるよう努めた。</li> <li>・新規案件など必要に応じて入札説明会を実施した。</li> </ul>	A - 5 5 5 5 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	前年度一者応札であった案件について、新規事業者への積極的な声かけにより、7案件(令和6年度上半期7案件)において複数者応札が確保された。	・過去の同案件及び同種案件への 参加業者等に対して、公開済みの 調達情報を積極的に発信すること により、複数者応札となった。 ・アンケート調査により、改善に 向けた方策を検討することができ た。	より高い競争性確保のため、新規事業者への声かけ、入札公告の掲載期間の延伸、十分な履行期間の確保、仕様書の見直し、必要に応じた入札説明会の実施、入札不参加者へのアンケート調査とその要望の反映等、改善に向けた取組を根気強く継続していく必要がある。	
一者応札及び随意契約の改善	(公募の活用)  一般競争契約において一者応札となった案件などについたで、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	≅質的な競争性を確保するため、 −者応札となっている原因を分析	Α	H29	対象案件について全て実施する。	令和 7 年度中	_	公募を実施し、複数の参加意思が確認できた場合は競争入札を実施し、随意契約によることとなった場合は、 見積価格を精査し、価格交渉を実施する等経済性の確保に努めた。	A C	・公募の実施により、79件(令和6年度上半期54件)の契約を締結した。 ・随意契約において、価格交渉を実施した結果、5案件(令和6年度上半期31案件)において契約金額が初回提示額より削減された。(約211万円)(令和6年度上半期約5,067万円)	_	一般競争契約において一者応札と なっている案件のうち、特定の者だけか 事業を実施し得ることが見込まれる案 件については、公募を実施し、随意契 約への移行の可否について検討していく 必要がある。	に努める。
	(一者応札及び随意契約の改善) 警察装備品について、過去に同内容の契約において一者 応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者である と想定される場合について、実質的な競争性を確保するた めの取組を実施の上、改善されない案件について随意契約 に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明 性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保す る。			H29	対象案件について全て実施する。	令和 7 年度中		入札参加可能事業者の調査及び調達案件の情報発信により新規の応札者の開拓に努めるとともに、随意契約による場合は公募を実施し、価格交渉を行うことにより、経済性の確保に努めた。	A 5 E	随意契約において、価格交渉を 実施した結果、5案件(令和6年 度上半期31案件)において契約金 額が初回提示額より削減された。 (約211万円)(令和6年度上半 期約5,067万円)		応札可能事業者の調査、調達スケジュールや仕様の見直し等改善に向けた取組を実施し、随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を十分精査し、価格交渉を行っていく必要がある。	
	(少額随意契約の改善) 少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積 極的に活用することにより、公平性・透明性及び競争性の 確保に努める。		- A		少額随契案件について は、原則としてオープン カウンター方式を活用す る。	令和 7	_	少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施 し、競争性の確保に努めた。	A 1	オープンカウンター方式により 134件(令和6年度上半期127 件)の契約を締結し、少額随意契 約案件の競争性の確保に努めた。	_	オープンカウンターの実施には十分 な公告期間を確保する必要があるため、 計画的な調達スケジュールを組む必要 がある。	
	(一者応札や不落・不調となった個別案件の事前審査・事後審査の実施・強化) 要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札や不落・不調となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。		A		高落札率で一者応札が 複数回継続している案 件、一者応札が予想され る案件を対象に事前・事 後審査を実施するととも に、一者応札や不落・不 調一覧表を作成し、公表 する。	令和 7 年度中	_	・令和6年度下半期において一者応札であった10案件について、事前審査を実施した。 ・令和6年度下半期において一者応札であった38案件について、事後審査を実施した。 ・令和6年度の一者応札案件について一覧表を作成し、公表した。	A		一者応札となった原因について、要求原課と契約担当課において情報共有が図られた。	審査にあたっては、次回調達において 改善が図られるよう、一者応札となっ た要因を多角的に検証し、実効性のあ る審査を実施する必要がある。	の上、引き続き、一者応札改善に
) 調達改善に向けた審査・管理の充実	(外部有識者の活用) 調達改善計画の策定、自己評価実施の際に警察庁会計業 務検討会議の委員に意見を求める。 また、会計業務検討会議において個別の契約案件につい て、その契約方式等に関し意見を求める。		A	R5	年2回実施する会計業 務検討会議において、個 別の契約案件に関し、そ の契約方式等について、 外部有識者による審議を 行う。	令和 7	_	警察庁会計業務検討会議の委員等の意見を積極的に取入れ、活用に努めた。	A	_	警察庁会計業務検討会議において、個別案件に対する具体的・効果的なアドバイスを受け、今後の契約締結時における改善検討が可能となった。		引き続き、外部有識者等からの を積極的に取り入れ、活用を推進
	(情報共有) ・調達改善計画の自己評価結果や外部有識者からの意見等について情報共有を図る。 ・他省庁が取り組んでいる調達改善のノウハウ等について情報共有を図る。		A	R5	成果を得られた取組や 外部有識者の意見等について情報共有を図り、調 達改善の取組の定着化を 図る。	令和 7	_	外部有識者の意見等を積極的に活用できるよう、情報共有を図った。	A	_	_	_	引き続き、情報共有を徹底し、事務の改善を推進する。
) 調達事務のデジタル化の推進	(調達事務のデジタル化) ・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。また、地方支分部局への電子調達システムの運用拡大を図る。・見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。・電子契約案件数を高めるため、入札によらない案件(随意契約)の電子契約の推進を図る。		A		電子入札率及び電子契約率については、前年度実施率を上回る割合を目指す。	令和 7		・一般競争入札については、可能な限り、電子調達システムによる電子入札を可能とし、電子調達システムの更なる利用の促進を図った。また、電子契約についても、事業者への働きかけを行い、利用の促進を図った。 ・引き続き、見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図った。	A 元件 力 其 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ポータルに掲載し、そのうち200 件(96%)を電子入札を可能とし	報の掲載により、事業者の資料入	電子契約が煩雑なものだと誤解している事業者もあり、電子契約のメリットを根気強く周知していく必要がある。	

A :発展的な取組

B :標準的な取組

電子人札率=電子心札案件数÷電子人札案件数 ・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む) ・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)

<sup>・</sup>電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数 ・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

A+:効果的な取組

<sup>・</sup>A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上

<sup>(</sup>定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組 ・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上

<sup>(</sup>定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

<sup>・</sup>C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満 (定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

				年度の調達改善計画									間:令和7年4月1日~令和7年9月	130日)			
重点的	为 共通的	取組の		重点的な取組の	難易度	取組の	取組の目標		実施		進捗度	取組の効果(どのようなこと	こをして、どうなったか)	実施において	今後の計画に反映する		
	且な取組		具体的な取組内容 	選定理由			(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	(予定) 時期	実施した取組内容	<b>※</b> 2	定量的	定性的	明らかとなった 課題等	際のポイント		
	地方の取組										地方	・ の取組					
		随意契約 の改善	(一者応札の改善) 一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	いよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改		H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和 7	_	<ul><li>一者応札の改善方策として</li><li>・ 入札案件の周知</li><li>・ 調達時期の見直し</li><li>・ 仕様の見直し</li><li>・ 公告期間の延長</li><li>について重点的に取り組み、その効果について測定した。</li></ul>		令和6年度中に一者応札となり、令和7年度上半期中に同種の入札があったもののうち約29.1%の契約で一者応札が解消された。  <一者応札解消件数(総数)> 令和7年度上半期 41件(141件)(解消率29.1%)令和6年度上半期 54件(176件)(解消率30.7%) →令和6年度上半期比△1.6%	業者が漸増し、競争性が向上し	が継続している案件であって、改善が困難な案件が多数見受けられる。 ・物価や人件費の高騰などにより業者が限定され、一者応札となる場合がある。	知、時期の見直し、仕様の見 直し等、多面的な視点からの 検討を根気強く継続していく 必要がある。		
									_	【入札案件の周知】 過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。		一者応札解消件数 37件	・新規参入業者が受注するなど、 例年同種の契約を締結している案 件でも、従前の業者との競争性が 高まった。 ・公告と併せて、入札参加資格確 認資料、様式等をホームページ上 に掲載することにより、入札参加 資格確認資料を受領するための来 庁が不要になり、応札者の負担が 軽減され参入しやすい環境となっ た。	とが判明した。			
									_	【調達時期の見直し】 業務に支障の無い範囲で過去の 事後審査等で把握した業者の繁忙 期等を避けた調達時期とすること で、応札業者の参加意欲の向上を 図った。	-	一者応札解消件数 1件	複数業者からの応札があり、競争性が高まった。	約等には対応できない。	・案件ごとに適正な調達時期 を不断に見直していく必要が ある。 ・外的要因についても検討す る必要がある。		
												【仕様の見直し】 同等品等の参入機会を拡大する ため、仕様要件について、緩和可 能な箇所がないか要求原課と精査 を行う、履行範囲が広範すぎる場 合は範囲を限定する等の仕様の見 直しを実施し、応札機会の拡大を 図った。	_	一者応札解消件数 3件	・仕様の見直しにより、新規業者 の入札参加意欲が向上し、競争性 が高まった。 ・入札実施期間を前倒しすること で十分な納期を確保できる仕様に 見直すことができた。	競争性の確保と実効性の確保 について十分に検討する必要 がある。	であっても、業者からの聞き
											_	【公告期間等の延長】 公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。		一者応札解消件数 0件	公告期間を従前よりも延長する ことで業者の検討・準備期間に余 裕が出るため、業者の入札参加意 欲が向上し、競争性が高まった。	規参入業者の増加の可能性が あるかどうか、事前に効果を	き適正な納期を設定する必要

			令和 7 <del>2</del>	年度の調達改善計画							-	令和7年度上半期自己評価結果(対象期間	: 令和7年4月1日~令和7年9月	月30日)	
重点的	共通的	取組の	具体的な取組内容	重点的な取組の	難易度	取組の	取組の目標		実施(予定)	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなこと	をして、どうなったか)	実施において 明らかとなった	今後の計画に反映する
な取組	な取組	項目	SKILL INDIVIDUAL DATA	選定理由	<b>※</b> 1	開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	n+ ++n	大川 ひたれば 戸山	<b>※</b> 2	定量的	定性的	課題等	際のポイント
				地方の取組								地方の	の取組		
		一者応札 及 変 の 改善			A	H27	前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を目指す。			少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	令和 6 年度上半期 112官署・935件 →令和 6 年度上半期比	・競争性・透明性が向上した。 ・新たに官公需対象の業者や遠隔地の業者等からの応札があった。 ・業者選定の手間が省ける等、見積書徴取に係る事務の簡素化が図られた。 ・従来からの実績業者に対しても競争意識を持たせる効果があった。	前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて継続的に周知を図る必要がある。 ・公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。 ・新規参入業者の増加に伴	ほか、計画的な調達が可能な 案件については、公告時期を 一定にする、複数案件をとり まとめて公告するなど検討す る必要がある。 ・業者が案件掲載している ホームページを定期的にアク セスする習慣がないことか ら、積極的に声掛けを行う必 要がある。
			(一者応札や不落・不調となった個別案件の事前審査・事後審査の実施・強化) 【事前審査】 同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件や不落・不調となった案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 【事後審査】 ・一者応札や不落・不調となった案件について、入札辞退者等に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。・一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。		A	H29	・対象案件がある全所属による実施を目指す。 ・高落札率で一者応札が複数対象にているとと・ででであるとをでいるとをでいるとをでいるとをでいる。 ・高落人の一覧表を作成し、公表する。	令和7年度中	_	【事前審査】 継続して一者応札となっている 契約案件を中心に対応可能業者の 調査、参入可能性、仕様要件及び 入札参加資格要件等について、要 求原課と検討を行った。			加可能業者の調査、仕様要件等に ついて要求原課と検討を実施し改	契約では、仕様上の要件が厳 しく、仕様の見直しが困難で あることから、結果的に入札 参加者が限られる場合があ る。	い専門的な契約については、 公募等を活用し、潜在的な取 扱可能業者の発見に努める。 ・近隣所属で契約実績のある 有資格者に声かけするなど引 き続き新規参入への取組を実
										【事後審査】 ・入札説明会に参加したもののうち、入札を辞退した業者に対し、・アンケート票・聞き取り調査等を実施し、次回契約の参考とした。 ・業者からの聞き取り結果等を参考に、要求原課との検討会を実施した。		62官署において109件の事後審査を実施した。  <実施件数 > 令和7年度末 62官署・109件 令和6年度上半期 51官署・88件 →令和6年上半期比 +11官署・+21件  ・アンケートの実施 15官署 ・業者からの聞き取り 46官署 ・要求原課との検討会実施 11官署 ※上記3つの中には重複する官署がある。	・今後、同種契約を締結する際の問題点や改善策等の整理をすることができた。 ・要求原課と契約担当課との意思疎通を図ることで、競争性の向上に向けた問題点の整理が進んだ。	参加を辞退する業者がおり、 一者応札が継続している場合 がある。 ・特殊な物品の調達や機器の	案件については、当該要求原課だけではなく、他課へも情報提供を行い、類似契約の見直しに活用する。 ・仕様内容が分かりやすいよ
									_	【一者応札一覧表の公表】 一者応札案件について一覧表を 作成し、ウェブサイトで公表す る。	Α	・15官署で今後公表予定	- 一者応札一覧表を作成することで、一者応札案件を的確に把握することができ、問題点の整理や改善策の検討に活用できる。	業者への周知を図るだけでな	る案件等については、積極的 に一者応札一覧表を作成し、

	令和7年度の調達改善計画						令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)					
重点的 共通的 取組の		重点的な取組の	難易度 取組の	取組の目標		実施		進捗度	取組の効果(どのようなことを	をして、どうなったか)	実施において	今後の計画に反映する
な取組な取組 項目	具体的な取組内容	選定理由	※1 開始年月		目標達成 予定時期	n+ ++n	(予定)   実施した取組内容   ※	<b>※</b> 2	定量的	定性的	明らかとなった 課題等	際のポイント
	地方	で取組							地方の	)取組		
のデジタ ル化の推 進	(調達事務のデジタル化) ・見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。 ・電子調達システムを活用した電子入札等の推進を図る。 ・電子契約案件数を高めるため、入札によらない案件(随意契約)の電子契約の推進を図る。		A R4	対象案件がある全所属による実施を目指す。	令和7年度中	_	【調達事務のデジタル化】 ・契約等の手続きにおいて、業者 から徴取する見積書等について押 印を省略する。 ・見積書等について、電子メール 等による徴取を可能とする。		・全119官署において見積書等の押印省 略を実施した。 ・全119官署のうち、114官署にお	提出を可能とすることで、来庁に 伴う業者の負担等を軽減できた。 ・遠方の業者については、入札説 明書一式を電子メールに送付し、 留意点を電話で説明し、業者の来 庁する負担を軽減できた。	ため、電子メール等により早期に入札説明書を入手できるように要望する業者がいた。 ・情報セキュリティの関係	ついて、広く周知していく必

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル ※1 難易度

庁)等)。

電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数

・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)

・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※ 2 進捗度

A+:効果的な取組

A :発展的な取組

B :標準的な取組

- ・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
- (定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
- ・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満

(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

## その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)						
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)						
SCIT BY CONTENT YELL	717 / July - 1940 - 23	定量的	定性的					
(共同調達等の有効活用) 調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の 見直しを検討する。	継続	(本庁) <一括調達> ・「庁舎管理用消耗品」の購入について一括調達(一般競争入札)を実施した結果、契約は前年度と同事業者であるものの、						
		(地方) 令和7年度上半期、3官署において新たに2項目の共同調達を実施した。 (令和6年度上半期 新規項目追加なし)	(地方) ・共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の 負担軽減、業務効率化を図ることができた。 ・他官庁の担当者と共同調達の事前調整を行うことで、他契約について も情報交換を実施することができた。					
(クレジットカードの利用) 少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱 水費等の公共料金の支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大 を図る。	継続		(本庁) クレジットカードを利用したインターネット取引を実施することで手続 の効率化が図られた。					
		(地方) 令和7年度上半期、20官署において光熱水費やETCカード利用料等の支 払いに活用した。(令和6年度上半期 9官署)	_					
(政府調達セミナーの開催) 外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府 調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。	継続		・外務省主催の政府調達セミナー(オンライン)に参加した(R7.4.15開催)。 ・警察庁独自の政府調達セミナーについて、集合形式での開催は見送り、希望者に対して資料配付を行い新規事業者の参入促進を図った。					
(特定調達契約審査委員会の審査) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	令和7年度上半期において、本庁分9案件(約15.7億円)、地方分2案件 (約0.6億円)について特定調達審査委員会を実施し、随意契約理由の適 否や公募実施の要否等について審査を行い、随意契約の適正な運用を 図った。	特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であってもほとんどの案件について公募を実施することで、常に競争参加機会を設けている。					
(人材育成) ・警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事	継続		(本庁) 警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導等において、調達事務に従 事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。 (地方)					
務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。			(地方) 警察本部等の会計職員を対象とした会計実務研修を実施し、会計業務の スキル向上や調達改善の意識向上を図った。					

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・	役職【藤森	恵子 委員	<ul><li>公認会計十】</li></ul>	意見聴取日	【10月28日】
/   H	177,120 120,171		7 BU 7 H 7		

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
	一者応札や随意契約などの改善は、アンケート結果を活用するなど	・一者応札や随意契約などの改善については、事前・事後審査を実施するな
令和7年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達	して、毎年確実に実行されており、引き続き、取り組みを続けてい	ど個別の案件に応じた要因究明を行い、引き続き改善に向けた取組について
改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご	ただきたい。	検討を進めてまいります。
意見をお聞かせください。	なお、複写機用用紙など、物価高騰などもあり、調達額が前年度に	・複写機用用紙については、他省庁の調達量の増減を把握するなど、多角的
	比べ上昇しているケースなども見受けられる。単価を下げる努力と	な視点からの検討を進めてまいります。
	合わせて、消費量(調達量)を減らす努力も実施することが望まれ	
	る。他省庁との共同調達項目であることから、調達量の削減方法に	
	ついても、他省庁と共有するなどの取り組みがあると良いのではな	
	いか。	

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】 意見聴取日【10月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
	一者応札の改善や公募の活用等により競争性を確保する試みがなさ	・一者応札となった案件の改善については、個別の案件に応じた要因分析を
令和7年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達	れているのは歓迎される。	行い、引き続き競争性の確保に取り組んでまいります。
改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご	引き続き、一者応札の理由を詳細に分析するなどして、競争性の確	・電子入札・電子契約等の調達事務のデジタル化向上に引き続き努めてまい
意見をお聞かせください。	保に取り組んでいただきたい。	ります。
	また、電子入札の拡大にも取り組んでいただきたい。	

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】 意見聴取日【10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
	一者応札及び随意契約の改善努力が継続的になされていることが確	・一者応札の改善については、引き続き事前・事後審査を実施するなど原因
令和7年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達	認できました。引き続き一者応札案件の原因究明と改善に努めてく	究明を行い、適正な調達に向けた取組を進めてまいります。
改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご	ださい。また、外部有識者の意見に耳を傾けてくださっていること	・今回の自己評価結果を踏まえ、今後も案件に応じた調達改善の取組を継続
意見をお聞かせください。	にも好感が持てました。引き続き適切な調達に努めてください。	し、実効性のある調達改善計画の推進に努めてまいります。